

避難行動要支援者 避難支援体制整備事業

区・自治会実施マニュアル
【第3版】

令和5年10月

四街道市

目次

1	<u>避難行動要支援者避難支援体制整備事業について</u>	P. 1
2	<u>避難行動要支援者避難支援体制整備事業の仕組み</u>	P. 2
3	<u>区・自治会等の活動の流れ</u>	P. 3
4	<u>避難行動要支援者とは</u>	P. 4
5	<u>四街道市避難行動要支援者に係る秘密保持に関する誓約書 (兼四街道市避難行動要支援者名簿受領書)について</u>	P. 4
6	<u>四街道市避難行動要支援者名簿登録申請書(調査票) 兼情報提供同意書について</u>	P. 4
7	<u>個別避難計画の作成</u>	P. 5
8	<u>避難訓練の実施</u>	P. 6
9	<u>災害時の支援の実施</u>	P. 7
10	<u>Q&A</u>	P. 8
(参考資料)		
	<u>避難行動要支援者の特性と支援方法</u>	P. 15
	<u>四街道市避難行動要支援者に係る秘密保持に関する誓約書 (兼四街道市避難行動要支援者名簿受領書)</u>	P. 17
	<u>四街道市避難行動要支援者名簿登録申請書(調査票) 兼情報提供同意書</u>	P. 18
	<u>避難行動要支援者名簿管理簿</u>	P. 20
	<u>周知チラシ</u>	P. 21

1 避難行動要支援者避難支援体制整備事業について

災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年4月1日より施行され、市町村長は要配慮者（高齢者、障害のある人、その他特に配慮を要する人）のうち、避難行動要支援者（災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で特に支援を要する人）を把握し、避難行動要支援者名簿を作成することが義務付けられました。さらに、避難行動要支援者名簿に登載された人のうち、本人が同意した個人情報については、市は平常時から避難支援等関係者(※)に情報提供することが可能となりました。

その後、令和3年5月20日に災害対策基本法が再度一部改正され、災害時の円滑な避難の実行性を確保するため、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが市町村長の努力義務とされました。

これらを受け、市では避難行動要支援者名簿を整備し、区・自治会の皆様と共に、個別避難計画の作成に取り組んでいます。

本事業は、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、地域における防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制をより確かなものとし、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市などの行政機関の取組である「公助」が連携し、相互に支え合いながら大規模災害時における地域の安全・安心体制を強化することを目的とします。

※避難支援等関係者：四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画において「民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、区・自治会、自主防災組織、消防団、警察署」と定めています。



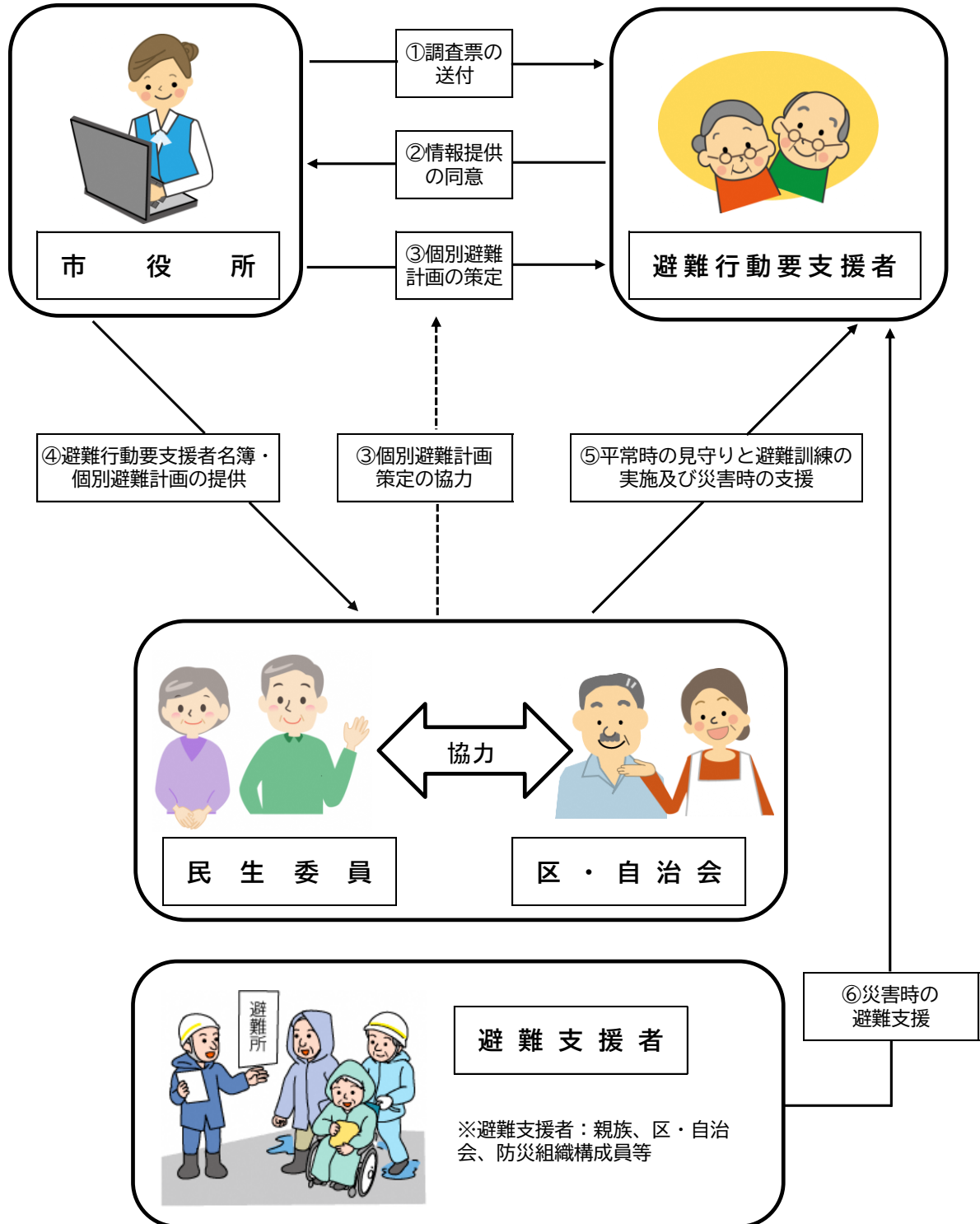
阪神・淡路大震災では、生き埋めや閉じ込められた人のうち、警察や消防などに救出された人はわずか2%と言われていて、ほとんどの人がご自身やご家族、隣人、通行人によって救出されました。

東日本大震災では、死亡者のうち65歳以上の高齢者の割合は約6割に上り、障害のある人の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。

東北や関東を中心に被害をもたらした令和元年の台風19号では、死亡者のうち65歳以上の高齢者の割合は65%で、自宅での死亡者のうち79%が高齢者でした。

過去の大災害から、近隣住民同士の助け合いや、災害時に配慮が必要な方々に対する事前準備が大切であることが明らかになっています。

2 避難行動要支援者避難支援体制整備事業の仕組み



3 区・自治会等の活動の流れ



第1段階

事業への取り組みを検討

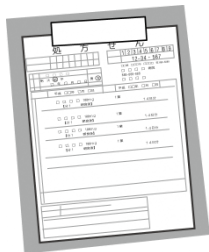
区・自治会として避難支援体制整備事業に取り組むかを検討します。

第2段階

誓約書（兼受領書）の提出と区・自治会員への周知・啓発の実施

取り組むこととした場合、個人情報を外部に漏らさない旨の誓約書（兼受領書）を提出していただきます。

併せて地域に向けて、この事業の普及啓発にご協力をお願いします。また、支援を受けたい方がいらっしゃった場合、市役所へのご連絡をお願いします。



第3段階

個別避難計画作成への協力

市が中心となり、避難行動要支援者本人と区・自治会や民生委員などの避難支援等関係者との協議を実施し、個別避難計画を作成します。

第4段階

避難支援体制の整備と避難訓練の実施

作成された個別避難計画に基づいた支援を災害時に実施するための体制の整備と、避難訓練を行います。



第5段階

避難行動要支援者名簿の管理

定期的に避難行動要支援者名簿の追加・修正・削除などについて、市からお知らせします。

最新の名簿を適切に管理・運用してください。

4 避難行動要支援者とは

災害時に自らを守るための適切な行動が困難で、何らかの助けが必要と思われる、次の人を対象としています。

- ①身体障害者手帳の1級・2級を所持する人（下肢機能障害3級を含む）
- ②療育手帳のA（Aの1、Aの2）、Aの1、Aの2を所持する人
- ③精神障害者保健福祉手帳の1級を所持する人
- ④特定医療費（指定難病）の受給者のうち重症患者認定者、特定疾患治療研究事業の医療費助成患者及び小児慢性特定疾病医療費の受給者のうち重症認定者
- ⑤要介護認定の要介護度が3～5と認定されている人
- ⑥要介護認定の要介護度が1又は2と認定されているひとり暮らしの65歳以上の人
- ⑦上記以外で単独での避難が困難と思われる人

5 四街道市避難行動要支援者に係る秘密保持に関する誓約書 （兼四街道市避難行動要支援者名簿受領書）について（17ページ参照）

- ①避難行動要支援者避難支援体制整備事業に取り組む場合は提出が必要です。
- ②区・自治会長名など、組織の代表者の名前で提出してください。
- ③提出いただく場合は、名簿の受領者や利用者に守秘義務が課せられます。

6 四街道市避難行動要支援者名簿登録申請書（調査票）兼情報提供同意書について（18ページ参照）

- ①避難行動要支援者に「四街道市避難行動要支援者名簿登録申請書（調査票）兼情報提供同意書」を郵送し、避難支援等関係者へ個人情報を提供することについて同意を確認します。
- ②個人情報の提供に同意が得られた場合は、市が中心となって、個別避難計画を作成します。（5ページ「7 個別避難計画の作成」参照）
- ③名簿全体については、年度一回、更新をします。転入してきた避難行動要支援者や、新たに介護認定や障害認定を受けた人について、名簿に登録するための申請を受け付けます。避難行動要支援者の転出や死亡、医療機関等への長期入院や社会福祉施設等への入所等が確認された場合は名簿から削除します。
- ④避難支援等関係者へ個人情報を提供する旨の同意については、変更の申し出がない限り継続されます。

- ⑤災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要と認めるときは、本人の同意を得ずに避難支援等関係者へ名簿情報の提供を行うことができます。
- ⑥避難行動要支援者以外で支援を希望する人については、随時、避難行動要支援者避難支援体制整備事業の担当課で申請を受け付けます。

7 個別避難計画の作成

個別避難計画とは、災害時に避難支援を行う人や、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路等をまとめたものです。避難行動要支援者の心身の状態は様々で、画一的に個別避難計画を作成することはできません。計画は市が中心となって、避難行動要支援者本人と区・自治会や民生委員等の避難支援等関係者との協議を経て作成します。

①避難支援者の選定

災害時に地域の誰が避難支援を実施するのかについては、避難行動要支援者の希望や地域の実情によって様々で、これといった決まりはありません。

何人かで、1人の避難行動要支援者を支援するというのが、支援する人の負担軽減にもつながります。

《例》

- 区・自治会の班単位で支援する。
- 区画が決められた団地などは、ブロック単位で支援する。
- 時間で支援する人を決める。

たとえば平日・朝○時～日中→避難支援者Aさん、Bさん

・夕方～朝○時→家族 ※ただし、災害発生時に余裕があれば、Aさん、Bさんで避難行動要支援者の安否確認を行う。

②個別避難計画作成にあたっての基本的な考え方

避難行動要支援者の心身の状態を事前に把握し、適切な支援の方法を個別避難計画に含める必要があります。

《例》

- 支援を要する理由は何か（障害の種別、心身の特徴など）
- 日常的にどのような器具を使用しているか（杖、歩行器、車いすなど）
- 支援にあたりどのような配慮が必要か（身体的な配慮、精神的な配慮など）
- 避難する際に必ず持ち出す物と、その保管場所はどこか
（薬、保険証、診察券、お薬手帳、車いす、杖、その他医療機器など）
- 避難経路はどうするか（道路破損や火災発生に備えて、複数の経路を想定）

8 避難訓練の実施

①個別避難計画に基づいた避難訓練の実施

地域で避難訓練を実施する場合は、個別避難計画に基づいた避難支援が実際に機能するか検証を行い、支援対策を検討する必要があります。

避難訓練を行う際はこれらについて確認していきましょう。

○区・自治会で行う大規模な避難訓練だけでなく、関係者だけで集まって行う個別訓練も行いましょう。また、必要最少人数を確認してみましょう。

○避難訓練は避難行動要支援者自身ができることを確認しながら行い、避難支援者だけで訓練が完結しないように注意しましょう。

○避難行動要支援者の心身の状態により予定した避難場所にたどり着けない場合は、避難行動要支援者宅の近隣に一時避難できる場所があるか検討しましょう。

②よりよい避難支援を行うために

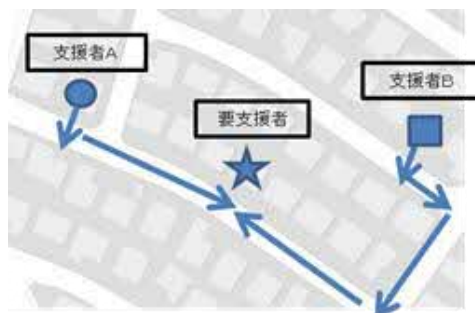
○避難訓練の実施後に訓練を振り返り、個別避難計画に反映させていきましょう。振り返る際は避難行動要支援者からも意見を聞くようにしましょう。

○避難行動要支援者の心身の変化により、作成した個別避難計画の修正が必要なこともあります。避難行動要支援者に対して日ごろから挨拶などを行い、コミュニケーションを図りましょう。

○避難行動要支援者を区・自治会のイベントなどに誘ってみましょう。避難場所や避難経路と関係なくても、平常時からの見守りや顔つなぎ、心身の様子を確認することができます。

○避難行動要支援者宅付近の略図を作成する際は、避難支援者宅を表示することで支援体制がわかりやすくなります。

(例)



避難行動要支援者宅までのルートも表示すると、平常時からルートの状態を意識することができます。

○避難行動要支援者が無事だった場合は、事前に取り決めたタオル等を玄関先にかけて無事であることを周知することにより、安否確認を効率的に行うことができます。

9 災害時の支援の実施

災害発生時において、地域住民の皆様に行っていただく支援は、大きく分けて①情報伝達 ②安否確認 ③避難支援 の3つに分類されます。

避難行動要支援者の安全を確保するためには、避難行動要支援者のそれぞれの状況に応じた支援が必要となります。(15ページ「(参考資料) 避難行動要支援者の特性と支援方法」参照)

災害時にこのような支援を迅速に行うためには、平常時から地域の避難行動要支援者を把握し、支援方法を話し合い、事前に避難行動要支援者の連絡先や、緊急連絡先、避難時に配慮しなければならない事項などを確認しておくことが有効です。

①情報伝達

風水害発生時などに、「高齢者等避難」などの情報提供を行います。

(高齢者等避難…避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始する段階のことで、市が発令します。)

②安否確認

地震発生時などに、電話や戸別訪問により安否確認を行います。

なお、自宅を訪問した際に、消防や警察などによる救助・救出・救援が必要なときは、情報提供等の協力をお願いします。

③避難支援

「高齢者等避難」等の発令や自宅の倒壊のおそれ等により、自宅に留まることが危険な場合に、避難場所など安全な場所まで避難支援します。

なお、避難の際は「火気等の始末を完全に行う」、「分かりやすい場所に避難先のメモを残す」ようお願いします。

～避難支援者の安全確保について～

- ・災害時に、まず自分の身の安全確保を図ってください。
- ・避難行動要支援者への支援は、可能な範囲で行ってください。
- ・避難支援者は、支援を行う法的義務を負うものではありません。

10 Q&A

■避難行動要支援者避難支援体制整備事業について

Q1：避難行動要支援者名簿登録申請書（調査票）兼情報提供同意書は、全ての区・自治会に提供されるのですか？

A1：避難行動要支援者名簿登録申請書（調査票）兼情報提供同意書は、全ての区・自治会に一律に提供されるものではありません。名簿を活用して避難支援体制の整備を行う区・自治会に提供します。なお、災害発生時は必要に応じて、避難行動要支援者の個人情報の同意の有無に限らず避難行動要支援者名簿の提供をすることができます。

Q2：災害時の避難行動要支援者への支援は、行政がやるべきことではないですか？

A2：災害時には行政も全力で支援にあたります。しかし、過去の大災害において、行政の対応（公助）には限界があり、近隣住民による支援（共助）が最も有効であることが明らかになっています。地域の皆さんが協力して、平常時から避難支援体制を整備することが求められています。

Q3：災害時は、自分のこと、家族のことで手いっぱいです。避難行動要支援者を支援する余裕はないと思うのですが？

A3：まずは、自分や家族の安全を確保してください。そのうえで、可能な範囲で支援をお願いします。

Q4：「避難支援者」が決められません。

A4：避難行動要支援者との協議を通じて、支援の提供に適切であると思われる近隣住民を選定し、区・自治会等の班長や役員等が訪問するなどして、支援していただけるよう依頼してください。どうしても決まらない場合は、区・自治会の組織単位で支援することになります。

Q5：「避難支援者」とされた人は、どんな責任を負うのですか？

A5：避難支援を行う法的義務を負うわけではありません。可能な範囲で避難行動要支援者の支援を行ってください。

Q6：区・自治会に加入していない避難行動要支援者にはどのように接したら良いですか？

A6：原則として、区・自治会への加入の有無によって、避難支援体制の整備をする・しないに差があってはいけないと考えますが、最終的には区・自治会の判断となります。

Q7：日本語による意思疎通に支障のある外国人とは、どのように接したら良いですか？

A7：外国語で意思疎通が図れる日本人、あるいは日本語で意思疎通が図れる外国人が、その人に支援していただけることが望ましいです。あらかじめ翻訳した紙などを用意しておく方法もあります。

■避難行動要支援者名簿の取扱いについて

Q8：区・自治会等で避難行動要支援者名簿（個人情報）を管理しきれるか不安です。

A8：秘匿性の高い個人情報が含まれる避難行動要支援者名簿ですが、市に提出する誓約書及び本マニュアルに基づいた活用及び管理をしていただければ基本的に問題ありません。

Q9：避難行動要支援者名簿はどこに保管すれば良いですか？

A9：自治会館や区・自治会長宅の鍵のかかる机やキャビネット等、部外者が容易に持ち出したり、見ることのできない場所に保管してください。

Q10：受領した避難行動要支援者名簿について紛失、漏えい等が発生してしまった場合、どのような罰則がありますか？

A10：個人情報保護法上では、過失による紛失に対して罰則の適用はないと考えられます。ただし、状況によっては、避難行動要支援者から民法上の損害賠償請求等がなされる場合がありますので、取扱いには十分ご留意をお願いします。

Q11：避難行動要支援者名簿を受け取る際、秘密保持に関する誓約書を提出させる理由は何故ですか。

A11：災害対策基本法第49条の12に「市町村は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること」と規定されていることから、誓約書をお出しいただくよう、お願いをしています。

Q12：誓約書に「私的利用しないこと」とされていますが、具体的には？

A12：訪問販売等、避難行動要支援者への避難支援から逸脱した目的での使用をいいます。

Q13：避難行動要支援者名簿はどのような人が利用可能ですか？また、人数制限はありますか？

A13：避難行動要支援者名簿に掲載されている人は、区・自治会、民生委員へ個人情報を提供することに同意しています。従って、区・自治会の構成員で、避難行動要支援者への支援を行う人は利用可能です。具体的には、区・自治会の役員や班長などが想定されます。ただし、個人情報の漏えいを避けるため、人数は必要最小限としてください。

Q14：避難支援者が避難行動要支援者名簿を複写して所持することはできますか？

A14：避難行動要支援者名簿の複写は、避難支援者が担当する避難行動要支援者の名簿のみとし、個人情報の漏えいを避けるため必要最小限としてください。

避難行動要支援者名簿の原本を管理する人は、「誰に」「いつ」複写を提供したか記録をすることで、個人情報の漏えい防止に一定の効果が期待できるほか、名簿の記載内容の更新が市より通知された際に、速やかに関係者の名簿を更新することができます。

複写を受け取った方は、保管にあたって鍵のかかる机やキャビネット等、部外者が容易に持ち出したり、見ることをできないよう配慮する必要があります。

Q15：避難行動要支援者名簿を平常時の見守り活動に活用することはできますか？

A15：活用できます。避難行動要支援者名簿は、災害時の避難支援体制を構築するために、平常時から避難行動要支援者と避難支援者の関係づくりを進めるために提供されるものであり、平常時の見守り活動はその意義に沿ったものであると考えられるためです。

Q16：引き継ぎの際に注意することはありますか？

A16：避難行動要支援者名簿の原本と、避難行動要支援者名簿の共有状況について、後任の担当者に引き継ぎます。名簿管理簿（20ページ参照）を作成するなどにより、名簿の共有状況を明確にしておくことが重要です。

Q17：役員が毎年変わる区・自治会等で事業を継続していけるか不安です。

A17：避難支援者を役員以外から募る方法や、専門部会などの常設のプロジェクトチームを設置するといった方法を検討してみてください。役員が毎年変わることは、「知識や考えを共有できる人が増える」＝「強み」と考えることができます。

■災害時の支援について

Q18：避難行動要支援者にはどのような情報伝達が必要ですか？

A18：「高齢者等避難」が発令された際に、避難行動要支援者は避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）することとなります。避難支援者は、テレビ・ラジオ等のメディアのほか、防災行政無線や市ホームページ等により情報を取得するよう努めてください。また、「よめーる」に登録すれば確実に情報を取得できます。

※「よめーる」の登録方法

https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/shisei/koho/mail/yomail_start.html

四街道市 よめーる

検索



(参考) 避難情報等の区分

区分	発令時の状況	市民に求める行動
高齢者等避難	・避難行動に時間を要する高齢者等(※)が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・土砂災害警戒区域等の危険な区域にお住まいの方で、避難行動に時間を要する高齢者等(※)は、避難行動を開始してください。
避難指示	・対象地域の全ての居住者等が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・土砂災害警戒区域等の危険な区域にお住まいの居住者等は、避難行動を開始して下さい。 ・高齢者等避難の発令後で避難中の人は、直ちに完了して下さい。
緊急安全確保	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況もしくは災害が発生した状況	・命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保する行動に移るとともに、自らの判断で最善の行動を行ってください。

※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者や障害のある人等、及びその人の避難を支援する人。

Q19：避難行動要支援者はどこに避難すればよいですか？

A19：原則として、身体・生命に危険がなく、自宅に留まることができる場合は、避難所等へ避難する必要はありません。自宅が災害による被害で滞在することが困難な場合は、開設された指定避難所（学校や公民館など）へ避難してください。

Q20：避難所への避難支援を実施した場合は、誰に避難行動要支援者情報を伝えればよいですか？

A20：避難所にいる避難所運営委員または避難所配備職員に、避難行動要支援者が避難所に到着した旨を報告し、配慮すべき事項や、避難支援の実施にあたって気づいたこと等を引き継いでください。

Q21：避難支援を実施するにあたり、避難支援者への補償制度はありますか？

A21：災害発生時等の緊急時に、避難支援者が個別避難計画に基づく避難支援等を実施したことにより、死亡し、負傷し、もしくは病気にかかり、又は障害の状態となった場合は、災害対策基本法第65条第1項、第84条第1項に基づき損害補償の対象となります。

■その他

Q22：区・自治会に補助金は支給されますか？

A22：避難行動要支援者避難支援体制整備事業の実施に伴う補助金の支給はございません。

Q23：既に避難行動要支援者を把握する取組を進めています。市の事業と競合しますが不都合が生じませんか？

A23：先行的な取組みが否定されることはありません。既存の取組みを補完するために、市の避難行動要支援者名簿をご活用ください。

Q24：代表者が変わったのですが、「四街道市避難行動要支援者に係る秘密保持に関する誓約書」を提出しなおす必要がありますか？

A24：組織の分割・統合など、組織そのものが変わることがない限り、提出しなおす必要はありませんが、引継ぎの際に新しい代表者にご説明をお願いします。

Q25：避難行動要支援者避難支援体制整備事業に取り組みなくなった場合はどうしたらよいですか？

A25：やむを得ない理由で避難行動要支援者の支援を実施できなくなった場合は、市役所社会福祉課へ避難行動要支援者名簿登録申請書（調査票）兼情報提供同意書（写し含む。）を返却してください。

参考資料

避難行動要支援者の特性と支援方法

分類	特性	支援方法・留意点
高齢者 要介護認定者	<ul style="list-style-type: none"> ・健康であっても加齢により心身機能が低下する。 ・自力での行動が困難である。 ・自分で状況判断、避難が困難である。 ・自分の状況を伝えることが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から繋がりのある避難支援者等が避難支援を行うことが望ましい。 ・動揺させないよう、慌てずに穏やかに、相手の話しを否定しない等の配慮が必要であり、話しかける場合には、必ず相手から見える所から声掛けする。 ・道路の段差や傾斜に注意を払う。 ・身体機能の低下がある高齢者については、移動に車いすやストレッチャー等の補助具・補装具を使用する。 ・補助具がない場合や道路事情により使用できない場合は、担架等を使用する。
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による情報収集、状況判断が困難である。 ・単独での迅速な避難行動が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・声をかけて行き先と方向を伝える。 ・道路の段差や傾斜に注意を払う。 ・声かけと共に、避難支援者が腕を組んだり手をつないだりして誘導する。
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報取得、状況判断が困難である。 ・音声言語で状況を伝えることが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板や誘導灯などで行き先や方向等を明示する。 ・筆談による意思疎通を行う。 ・障害が外見から分かりづらいので、周囲の人に対する配慮も必要である。 ・安否確認や情報伝達は、FAXやメールの使用や対面による。
上肢機能障害者 下肢機能障害者 体幹機能障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力での行動が困難な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・付き添って避難し、障害物を除去する。 ・移動に車いすやウォーカー等の補助具・補装具を使用する。 ・補助具・補装具がない場合や道路状況により使用できない場合は、担架等を使用する。
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。 ・薬の継続的服用が必要な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的な動揺が起きる場合があり、家族や知人等との一緒に行動が望ましい。 ・服薬により症状をコントロールする。

知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えたりすることが困難である。 ・環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人にせず、付き添いをするよう努める必要がある。 ・避難支援者は冷静な態度で接し本人を安心させる必要がある。
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・血液透析や腹膜透析、気管切開管理、人工呼吸管理、酸素療法等を行っている。 ・身体機能の障害のため日常生活に著しい支障がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・筋力・運動機能の低下、心臓や呼吸器、消化器など内部障害、視覚障害など障害の状態は様々であり、個々の状態に合わせた支援が必要。 ・医療機器の使用者は、状況により在宅避難となる場合もあり、家族と協力して支援にあたる必要がある。 ・四肢の障害により自力移動が困難な場合は、移動に車いす等が必要。 ・内部機能障害により自力移動が困難な場合は、移動に車いす等が必要。 ・視力の障害により支援が必要な場合は、視覚障害者同様の支援が必要。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語の理解力により、情報収集、状況判断が困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの場合、必要な情報が的確に伝われば避難所に自力で行くことができる。 ・避難者への情報伝達は、日本語の理解が十分ではない外国人でも内容が把握しやすいよう、平易な言葉を使う、簡単な絵を使用する、ジェスチャーを交えること等で、意思疎通が図りやすくなる。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で状況判断、避難が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と一緒に行動できるよう配慮が必要。また複数の乳幼児を抱える保護者が避難する場合は、支援が必要である。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・行動機能が低下し、自力での避難が困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠後期は腹部が大きくなり、足元が見えにくいので支援が必要である。 ・乳幼児と一緒に行動できるよう配慮が必要。また複数の乳幼児を抱える保護者が避難する場合は、支援が必要である。

参考資料

年 月 日

四街道市長 様

区・自治会名

(代表者)

住 所

氏 名

四街道市避難行動要支援者に係る秘密保持に関する誓約書

(兼四街道市避難行動要支援者名簿受領書)

我々は、提供のあった四街道市避難行動要支援者名簿に関し、災害対策基本法、個人情報の保護に関する法律等の関係規定を遵守し、避難行動要支援者に関して知り得た情報を第三者へ漏らさず、施錠可能な保管庫等に保管し、私的利用しないことを固く誓います。

なお、代表者の交代があっても、この誓約書は引き継ぐものとします。

四街道市避難行動要支援者名簿登録申請書(調査票)兼情報提供同意書

登録番号

要支援者	氏名		生年月日	年	月	日
	住所					

(あて先) 四街道市長

私は、平常時から災害の備えを行っていくための避難行動要支援者名簿に登録し、私の個人情報を、区・自治会、民生委員等の避難支援等関係者に提供することに

同意します

同意しません (自力で避難できるため 個人情報の提供に不安があるから

その他【理由： ()】

※避難支援等関係者：四街道市では「民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、区・自治会、自主防災組織、消防団、警察署」としています。

年 月 日 (本人又は代理人) 氏名 (続柄)

※「同意します」にチェックした人は下記太枠部分をご記入ください。

該当区分 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 要介護(1・2)と認定された65歳以上のひとり暮らしの者 <input type="checkbox"/> 要介護認定者(要介護度3・4・5) <input type="checkbox"/> 身体障害者(手帳1・2級・下肢機能障害3級) <input type="checkbox"/> 知的障害者(療育手帳A(①, ②)、A1、A2) <input type="checkbox"/> 精神障害者(手帳1級) <input type="checkbox"/> 妊産婦及び乳幼児 <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> 日本語に不慣れな在外国人 <input type="checkbox"/> その他()				
電話			FAX		
携帯			メールアドレス		
【 個別避難計画 】					
自治会名	()未加入		民生委員児童委員名		
緊急時 連絡先① 続柄 ()	氏名			氏名	
	住所			住所	
	電話			電話	
	携帯			携帯	
	メールアドレス			メールアドレス	
緊急時 連絡先② 続柄 ()			氏名		
家族構成・同居状況等		居住建物			
		建築時期		構造	木造・その他
		耐震診断	実施・未実施	家具の固定	あり・なし
【避難に関する特記事項】					
		1日・1週間の行動スケジュール等(不在日、デイサービスの利用日等)			

平常時から地域で取り組む災害対策

避難行動要支援者避難支援体制整備事業

◆ 避難行動要支援者避難支援体制整備事業とは

平常時から地域住民同士で災害時の備えを行っていく事業です。
災害が起きたときに支援を必要とする方に対して、区・自治会、民生委員等の避難支援等関係者(※)が協力して避難支援体制を整備します。



※避難支援等関係者：四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画において「民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、区・自治会、自主防災組織、消防団、警察署」と定めています。

◆ 避難行動要支援者とは

災害時に自らを守るための適切な行動が困難で、何らかの助けが必要と思われる、次の方が対象です。



- ①身体障害者手帳の1級・2級を所持する人（下肢機能障害3級を含む）
- ②療育手帳のA（Aの1・Aの2）、Aの1、Aの2を所持する人
- ③精神障害者保健福祉手帳の1級を所持する人
- ④特定医療費（指定難病）の受給者のうち重症患者認定者、特定疾患治療研究事業の医療費助成患者及び小児慢性特定疾病医療費の受給者のうち重症認定者
- ⑤要介護認定の要介護度が3～5と認定されている人
- ⑥要介護認定の要介護度が1又は2と認定されているひとり暮らしの65歳以上の人
- ⑦上記以外で単独での避難が困難と思われる人

◆ 平常時から避難支援を受けるには

「避難行動要支援者名簿」に登録する必要があります。また、支援に必要な個人情報を、区・自治会、民生委員等の避難支援等関係者へ情報提供することに同意できる方とします。支援を希望する方は、問い合わせ各課に備えてある「避難行動要支援者名簿登録申請書（調査票）兼情報提供同意書」を提出してください。

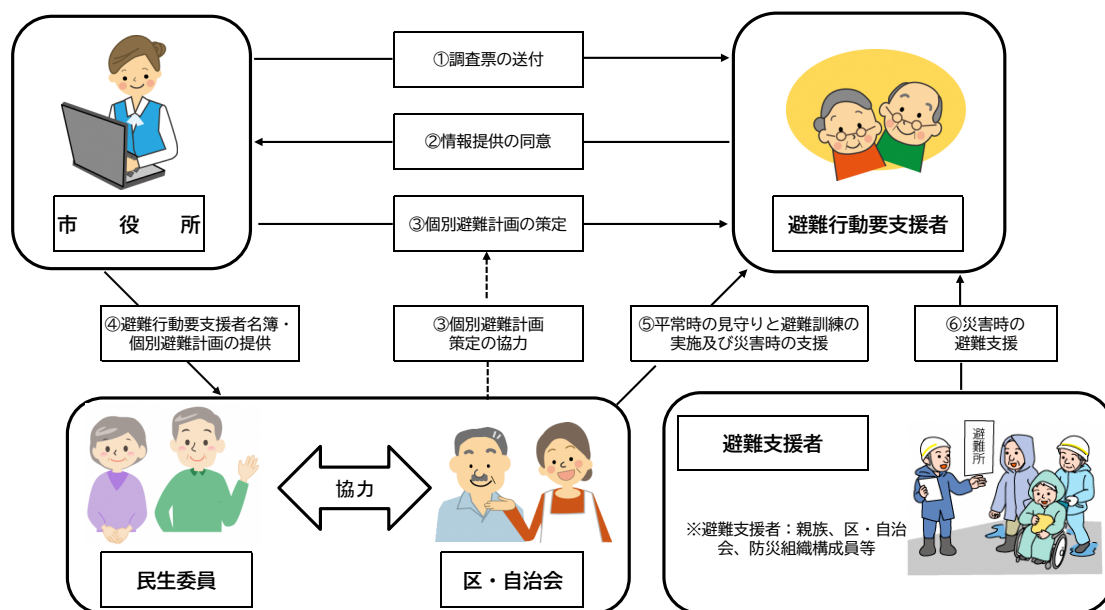
また、市ホームページからもダウンロードできます。いずれも困難な人は問い合わせ先まで連絡ください。

名簿登録後、あなたの災害時の支援方法について打ち合わせをします。

◆ 避難行動要支援者名簿に登載する個人情報とは

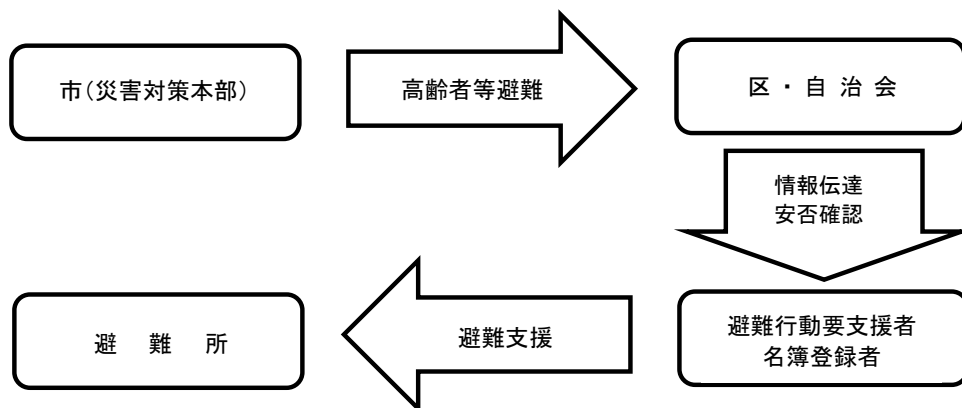
・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・電話番号 ・避難時における留意事項 など

◆ 事業の仕組み



※避難行動要支援者の個人情報は、災害対策基本法により、災害時等には名簿への登録に関わらず、区・自治会、民生委員等のほか、警察署や消防団などの避難支援等関係者に情報提供されます。

◆ 災害（主に風水害）が起きた時の流れ



※区・自治会の方が支援者になります。区・自治会に未加入の方は加入しましょう！

※区・自治会の災害時における避難支援体制が整い次第、個人情報を提供します。

※災害時の区・自治会等による支援が保障されるものではありません。

この制度は、災害時の被害を可能な限り少なくしようとするものです。支援者が災害にあうことや、支援能力にも限界があるため、災害時の支援を確約するものではありません。

お問い合わせは四街道市役所まで

●避難行動要支援者避難支援体制整備事業に関すること

社会福祉課 電話 043-421-6121

高齢者支援課 電話 043-421-6128

障害者支援課 電話 043-421-6122

●防災対策全般に関すること

危機管理室 電話 043-421-6102

お問い合わせ先

- 避難行動要支援者避難支援体制整備事業に関すること

四街道市役所社会福祉課

TEL：043-421-6121

FAX：043-424-2011

四街道市役所高齢者支援課

TEL：043-421-6128

FAX：043-424-2011

四街道市役所障害者支援課

TEL：043-421-6122

FAX：043-424-2011

- 防災対策全般に関すること

四街道市役所危機管理室

TEL：043-421-6102